

高等学校等就学支援金（R7.7月～R8.6月分） オンライン申請の案内

e-Shienへのアクセス方法

✓ パソコンやスマートフォンで、どこでも手続きができます！

以下の①～③のいずれかの方法でアクセスしてください。

※Yahoo、Googleの検索エンジンでは検索できません。

- ① QRコードを読み込む →→→ →→→
- ② URLをアドレスバーに入力する。
→ <https://www.e-shien.mext.go.jp/>
- ③ 沖縄県教育委員会HPよりアクセスする。



申請は[こちら](#)から

申請手順

1

ログイン

学校から配布されるID・パスワードを入力します。

※IDやパスワードは入学時に学校から配布されているものです。紛失した場合は学校へ問い合わせてください。

2

継続意向 登録

支援継続を希望するか・しないかを選択します。保護者等に変更がある場合(離婚、死別、養子縁組による人数の変更、課税地の変更

収入状況提出方法の変更)は変更ありを選択してください。
※収入状況提出方法はマイナンバーカードを利用して自己情報を取得する方法ではなく
個人番号を入力する方法にすると次回以降の手続きが原則不要になります。(裏面参照)

3

生徒情報の確認

学校で登録された内容を確認してください。

4

保護者情報の確認

入力されている内容を確認し、メールアドレスや電話番号に変更がある場合はこの画面で修正します。

それ以外の変更がある場合は「2 継続意向登録」からやり直す必要があります。申請を一旦中断し、学校へ問い合わせてください。

5

収入状況の登録

審査に必要な課税情報やマイナンバー情報を登録します。
登録方法は、裏面をご覧ください。

6

提出

確認事項をチェックし、「本内容で申請する」ボタンを押すと、申請完了です。審査完了後は、支給可否を示す通知書が届きます。

※また、申請完了後は「臨時支援金意向登録」ボタンが表示されますので、引き続き「高校生等臨時支援金」の申請も行ってください（令和7年度のみ）。

※審査状況については、ホーム画面の「認定状況」で確認できます。
「収入状況届」の審査状況が「審査中」になっていれば、申請が無事完了して審査を受けている状況です。



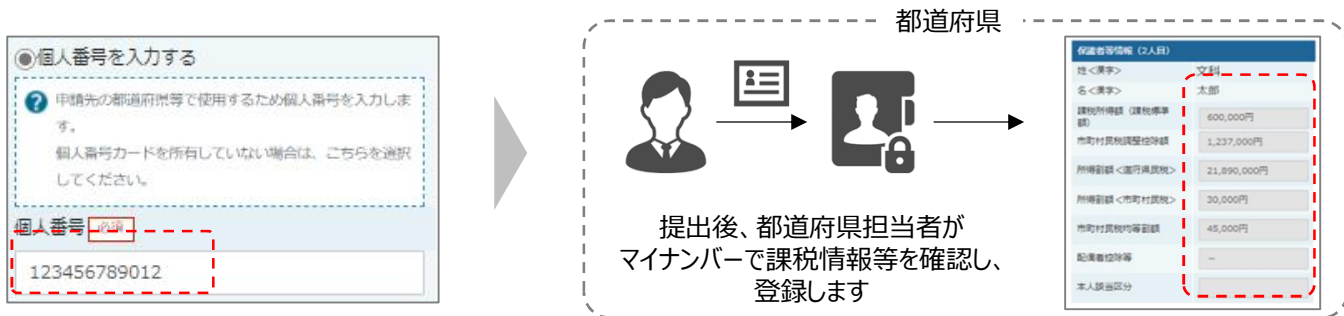
収入状況提出の方法

保護者等の収入状況は、次のいずれかの方法で登録します。

前回登録した方法から変更する場合は、申請手順2「継続意向登録」で「①変更あり（②以外の理由）」を選択してください。

I 個人番号を入力する場合 ※個人番号はマイナンバーカード又は個人番号が記載されている住民票で確認できます

保護者等が個人番号を入力し、沖縄県が個人番号を利用して保護者等の課税情報を確認します。
次回以降の収入状況届の手続きが不要になります。



II 課税情報を提出する場合

保護者等がマイナンバーカードを読み取り、マイナポータルから課税情報等を取得して提出します。
個人番号を入力する必要はありませんが、毎年7月に収入状況届を行う必要があります。



留意事項

- ✓ 必ず**R7.7.18**までに申請してください。**申請しない場合は授業料が発生します。**
- ✓ 保護者等の変更（離婚、死別、養子縁組等）がある場合は必ず保護者情報の変更を行ってください。
- ✓ 書面での申請を希望する場合は、学校へ連絡してください。
- ✓ 申請手順の詳細については、文部科学省HPに以下の資料を掲載しています。
 - ・ 申請者向け利用マニュアル
 - ・ よくあるFAQ
 - ・ オンライン申請の説明動画

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01753.html



文部科学省HP